

平成26年度

栃木県後発医薬品モ二夕一薬局等
調査結果報告書

平成27年2月

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会

目 次

I	調査の概要	
1	調査の目的	1
2	実施方法等	1
3	回収結果	1
II	後発医薬品モニター薬局調査結果	
1	処方箋の取扱い状況	2
2	後発医薬品の調剤割合（数量ベース）	3
3	後発医薬品備蓄状況	6
4	後発医薬品調剤加算の届出	8
5	後発医薬品に対する意識調査	8
III	医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査結果	
1	後発医薬品の取扱い金額について	17
2	後発医薬品のある医療用医薬品をベースにした 後発医薬品の取扱い金額の割合	19
3	後発医薬品の販売についての意識調査	20
IV	まとめ	
1	後発医薬品モニター薬局調査結果	22
2	医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査結果	24
3	課題等	25
4	今後の対策	25

I 調査の概要

1 調査の目的

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会の事業の一環として、県内の後発医薬品の使用状況の推移や、後発医薬品の調剤に係る意識変化などについて把握することにより、今後の対応策検討の資料等とする。

2 実施方法等

(1) 後発医薬品モニター薬局調査

調査対象：県内の薬局から選定したモニター薬局（20 薬局）

- ・ 宇都宮市（5 薬局） ・ 県西地区（2 薬局） ・ 県東地区（2 薬局）
- ・ 県南地区（5 薬局） ・ 県北地区（3 薬局） ・ 安足地区（3 薬局）

調査内容：

- ・ 平成 26 年 7 月 14 日（月）から 7 月 19 日（土）に調剤した全ての医薬品の数量に対する後発医薬品の割合
- ・ 同期間に調剤した「（後発医薬品のある先発医薬品）＋（後発医薬品）」の数量に対する後発医薬品の割合
- ・ 後発医薬品の備蓄状況
- ・ 後発医薬品の使用に係る患者の意識
- ・ 薬局における後発医薬品の調剤に係る取組み意識 等

(2) 医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査

調査対象：県内医薬品卸売販売業 5 社

調査内容：

- ・ 平成 25 年度及び平成 26 年度 4～7 月の全医療用医薬品の取扱い数量（金額ベース）及び後発医薬品の取扱い数量（金額ベース）
- ・ 同期間における後発医薬品のある先発医薬品の取扱数量（金額ベース）
- ・ 医薬品卸売販売業者における後発医薬品の販売に係る取組み意識 等

3 回収結果

(1) 後発医薬品モニター薬局調査

回答数：20 薬局 回収率：100%

(2) 医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査

回答数：5 社 回答率：100%

Ⅱ 後発医薬品モニター薬局調査結果

1 処方せんの取扱い状況

【問1】 1週間に取り扱った処方せんについて

(1) 調査期間及び調査薬局数

平成26年：H26.7.14（月）～7.19（土） 20 薬局

平成25年：H25.7.22（月）～7.27（土） 19 薬局

平成24年：H24.7.23（月）～7.28（土） 20 薬局

(2) 結果

取扱い処方せん枚数の状況を表1に、後発医薬品への変更調剤等の推移を表2に示す。

表1 1週間に取り扱った処方せん枚数と状況

処方箋の分類	H24.7 (n=20)	H25.7 (n=19)	H26.7 (n=20)
全ての取扱い処方せんの枚数	9,777	9,049	9,800
A 後発医薬品への「変更不可」欄に1品目でも記載（「レ」又は「×」）がない処方せんの枚数（一般名の記載を含む。）	7,727	6,870	7,910
B Aのうち後発医薬品への変更が可能な処方せんの枚数	5,835	4,936	5,685
C Bのうち1品目でも後発医薬品に変更した処方せんの枚数	1,907	1,775	3,013
D 全品目に後発医薬品への「変更不可」欄に記載（「レ」又は「×」）がある処方せんの枚数	2,050	2,179	1,682
E 全て後発医薬品名で処方された処方箋枚数			251

一般名処方について	H24.7 (n=20)	H25.7 (n=19)	H26.7 (n=20)
F 一般名で処方された医薬品が1品目でも含まれている処方箋の枚数			1,892
G 一般名で処方された医薬品の延べ品目数			3,015
H Gのうち後発医薬品を調剤できなかった医薬品の品目数			1,103

	H24.7 (n=20)	H25.7 (n=19)	H26.7 (n=20)
後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せんの割合（A/全×100）	79.0%	75.9%	80.7%
後発医薬品に変更が可能な処方せんの割合（B/全×100）	59.7%	54.5%	58.0%
後発医薬品に変更が可能な処方せんのうち、実際に後発医薬品に変更した処方せんの割合（C/B×100）	32.7%	36.0%	53.0%
後発医薬品変更不可処方せんの割合（D/全×100）	21.0%	24.1%	17.2%
一般名で処方された医薬品が1品目でも含まれている処方箋の割合（F/全×100）			19.3%
一般名で処方された医薬品の延品目数のうち、後発医薬品を調剤できなかった医薬品の品目数の割合（H/G×100）			36.6%

○平成26年調査

- ❖ 全ての処方せん枚数[全]9,800枚のうち、後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せん枚数[A]は、7,910枚であり、全ての処方せんに占める割合[A/全]は、80.7%で、昨年の75.9%より増加した。

- ❖ 全ての処方せん枚数[全]9,800枚のうち、変更可能な後発医薬品がある処方せんの枚数[B]は、5,685枚で、全処方せんに占める割合[B/全]は58.0%で、昨年の54.5%より増加した。
- ❖ 変更可能な後発医薬品がある処方せんの枚数[B]5,685枚のうち、実際に後発医薬品に変更した処方せん枚数[C]は、3,013枚であり、その割合[C/B]は53.0%で、昨年の36.0%より増加した。
- ❖ 全ての処方せん枚数[全]9,800枚のうち、後発医薬品への変更が不可であった処方せんの枚数[D]は、1,682枚で、その割合[D/全]は17.2%であり、昨年の24.1%より減少した。
- ❖ 一般名で処方された医薬品が1品目でも含まれている処方箋の割合は、19.3%であった。
- ❖ 一般名で処方された医薬品の延べ品目数のうち、後発医薬品を調剤できなかった医薬品の品目数の割合は、36.6%であった。

表2 後発医薬品への変更調剤の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
変更可能な処方せんのうち、1品目でも後発医薬品に変更した割合(%) (C/B×100)	11.4	30.8	22.6	32.7	36.0	53.0
後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せんの割合(%) (A/全×100)	-	69.6	72.7	79	75.9	80.7

○後発医薬品への変更調剤の推移

- ❖ 変更可能な処方せんのうち、1品目でも後発医薬品に変更した割合は、近年ほぼ3割程度であったが、平成26年は17.0ポイント増加し、5割を超える状況となった。
- ❖ 後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せんの割合は、近年7割程度で推移していたが、平成26年は8割を超える状況となった。

2 後発医薬品の調剤割合（数量ベース）

【問2】 全調剤数量に占める後発医薬品の調剤割合（数量ベース）[旧指標]

(1) 調査期間及び調査薬局数

○後発医薬品の調剤数量調査

平成26年：H26.7.14（月）～7.19（土） 19薬局¹

平成25年：H25.7.22（月）～7.27（土） 19薬局

平成22年～24年 各年7月下旬の月曜日から土曜日6日間 20薬局

○後発医薬品調剤割合の薬局数分布状況調査

平成26年：H26.7.14（月）～7.19（土） 19薬局

平成25年：H25.7.22（月）～7.27（土） 19薬局

(2) 結果

¹ 調査対象20薬局のうち1薬局から回答がなかったため。

後発医薬品の調剤数量（薬価基準の規格単位ベース）を表3、全調剤数量に占める後発医薬品の割合の推移を図1に示す。

また、後発医薬品の調剤割合の薬局数の分布を、表4及び図2に示す。

表3 調査薬局における後発医薬品の調剤数量 [旧指標]

	後発医薬品 調剤数量 [a]	全調剤数量 [b]	全調剤数量に占める 後発医薬品の割合 (%) [a/b*100]
H26 (n=19)	508,763	1,751,987	29.0
H25 (n=19)	384,409	1,528,034	25.2
H24 (n=20)	316,213	1,272,546	24.8
H23 (n=20)	718,017	3,115,141	23.0
H22 (n=20)	463,870	2,368,781	19.6

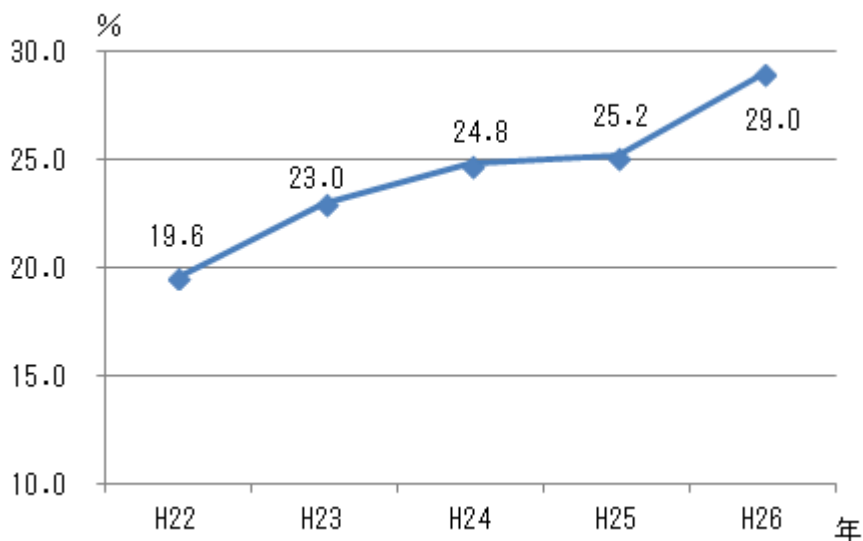


図1 全調剤数量に占める後発医薬品の割合の推移 [旧指標]

❖ 19 薬局における全調剤数量に占める後発医薬品の数量の割合（後発医薬品の調剤割合）は 29.0%で、昨年の 25.2%と比較して 3.8 ポイント増加した。

<参考>

厚生労働省が発表した平成 26 年 5 月の本県の後発医薬品割合（数量ベース）[旧指標]は、34.5%であった。

旧指標：平成 19 年 10 月策定「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」に示された指標を言う。

後発医薬品の数量シェア = [後発医薬品の数量] / [全医薬品の数量] とした場合の目標値

表4 後発医薬品調剤割合の薬局数分布 [旧指標]

単位：薬局数

	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～40%未満	40～50%未満	50～60%未満	計
H26	0	3	5	6	4	1	19
H25	1	4	8	6	0	0	19

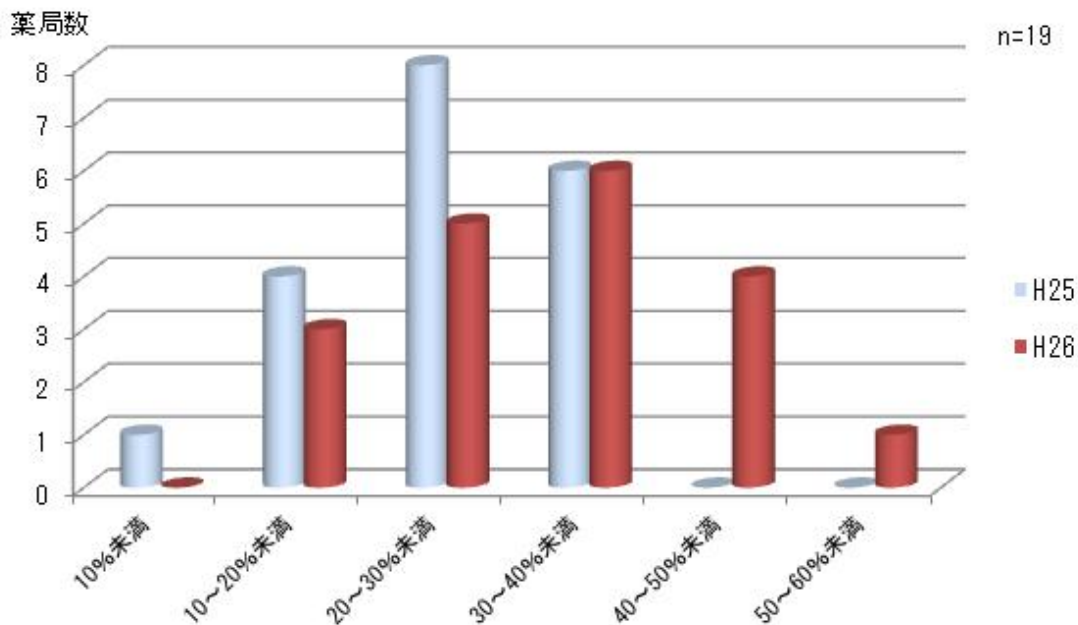


図2 後発医薬品調剤割合の薬局数分布 [旧指標]

- ❖ 平成26年は、数量ベースでの後発医薬品の調剤割合が、30～40%未満の薬局が6施設（31.2%）と最も多かった。
- ❖ 数量ベースでの後発医薬品の調剤割合の薬局数の分布を昨年と比較すると、10%未満の薬局がなくなり、今まではなかった40%以上の薬局が5薬局となるなど、薬局数分布で見ても、後発医薬品の調剤割合が増加していることがわかった。

【問3】 新たな指標に基づく後発医薬品の調剤割合（数量ベース）[新指標]

平成25年4月5日に策定された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、後発医薬品の調剤割合を平成30年3月末までに60%以上²にすることが目標とされた。

ただし、数量シェアの考え方は、これまでの全医薬品の数量に占める後発医薬品の数量ではなく、後発医薬品のある先発医薬品の数量及び後発医薬品の数量に占める後発医薬品の数量となった。

² 新指標：後発医薬品の数量シェア＝

$$\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$$

とした場合の目標値

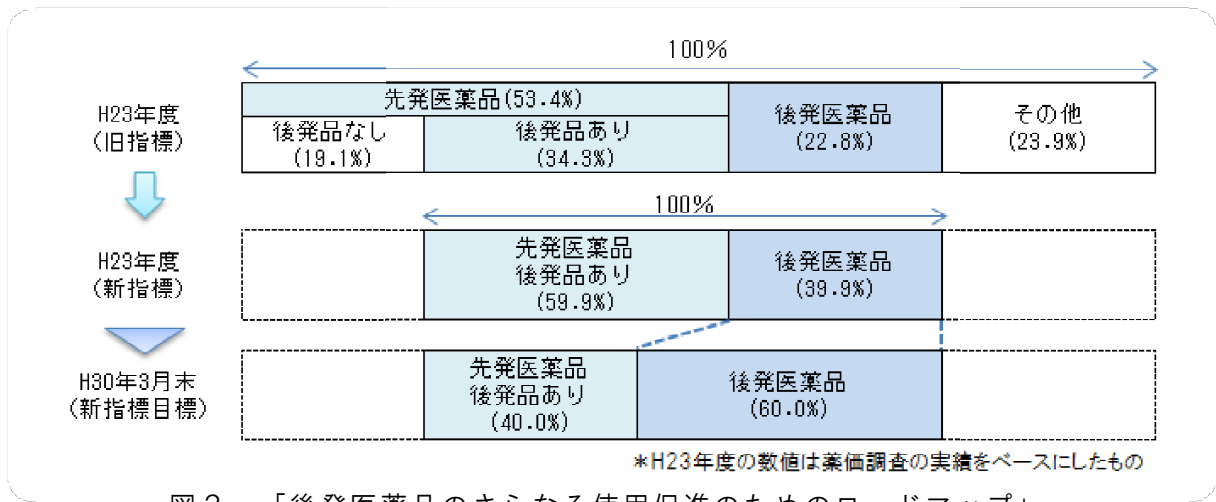


図3 「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」
における数量シェアの考え方と新指標目標

(1) 調査期間及び調査薬局数

平成 26 年 : H26. 7. 14 (月) ~ 7. 19 (土) 19 薬局³

平成 25 年 : H25. 7. 22 (月) ~ 7. 27 (土) 5 薬局⁴

(2) 結果

5 薬局における後発医薬品の調剤数量を表 5 に示す。

表 5 調査薬局における後発医薬品の調剤数量 [新指標]

	後発医薬品 調剤数量 [a]	後発品がある医薬品 の調剤数量 [b]	後発品がある医薬品の数量 に占める実際に調剤した 後発医薬品の割合 (%) [a/b*100]
H26 (n=19)	533, 514	976, 441	54. 6
H25 (n= 5)	127, 647	335, 539	38. 0

❖ 平成 26 年の後発品がある医薬品の数量に占める実際に調剤した後発医薬品の数量の割合 (後発医薬品の調剤割合) は、54.6%であり、対象薬局数は異なるものの、
 昨年の 38.0%より 16.6 ポイント増加した。

❖ 最近の調剤医療費の動向 (厚生労働省) で示された本県の平成 26 年 5 月における
 後発医薬品割合 (数量ベース) 52.9%とほぼ同様の値であった。

3 後発医薬品備蓄状況

【問 4】 後発医薬品の備蓄状況

(1) 調査薬局数

平成 25 年 : 19 薬局

平成 22 年から平成 24 年及び平成 26 年 : 20 薬局

(2) 調査結果

³ 調査対象 20 薬局のうち 1 薬局から回答がなかったため。

⁴ 期間内に調剤した後発医薬品のある先発医薬品の数量が把握可能であり、回答があった 5 薬局を対象とした。

平成 22 年から 26 年の薬局の備蓄状況を表 6 に、後発医薬品の備蓄割合の薬局数分布を図 4 に示す。

表 6 調査薬局における後発医薬品の備蓄状況

	H22	H23	H24	H25	H26
備蓄している医薬品数（平均）	1,154	1,161	1,134	1,123	1,286
備蓄している後発医薬品（平均）【再掲】	176	176	203	213	228
備蓄薬に占める後発医薬品の割合（％）	15.3	15.2	17.9	19.0	17.8

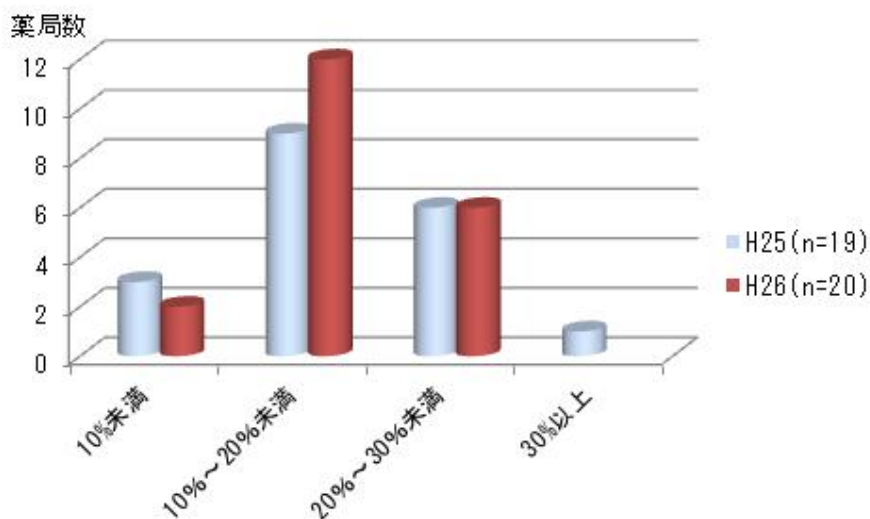


図 4 後発医薬品の備蓄割合の薬局数分布

- ❖ 全備蓄医薬品に占める後発医薬品の備蓄割合は、平成 26 年は 17.8%となり、昨年より 1.2 ポイント減少した。
- ❖ 後発医薬品の備蓄割合は、10%から 20%未満の薬局が 12 施設（60.0%）と最も多かった。

4 後発医薬品調剤加算の届出

【問5】平成26年度診療報酬改訂後の調剤基本料に係る後発医薬品調剤加算を届出していますか。(n=20)

後発医薬品の調剤加算届出状況を表7に示す。

表7 後発医薬品調剤加算届出状況

	薬局数	割合
後発医薬品調剤体制加算1[(18点)施設基準:55%以上]を届出している	6	30%
後発医薬品調剤体制加算2[(22点)施設基準:65%以上]を届出している	1	5%
届出していない	13	65%

❖ 後発医薬品の調剤加算の届出をしている薬局は7施設であり、その割合は、35%であった。

5 後発医薬品に対する意識調査

(1) 薬局における後発医薬品の調剤に係る取組み意識

【問6】後発医薬品の調剤についてどのように考えているか。

後発医薬品の調剤への取り組み方を表8及び図5に示す。

表8 後発医薬品の調剤への取り組み方

取り組み方	H24	H25	H26
積極的に取り組んでいる	7	7	10
薬効によっては積極的に取り組んでいる	11	11	6
あまり積極的に取り組んでいない	1	1	4
計	19	19	20

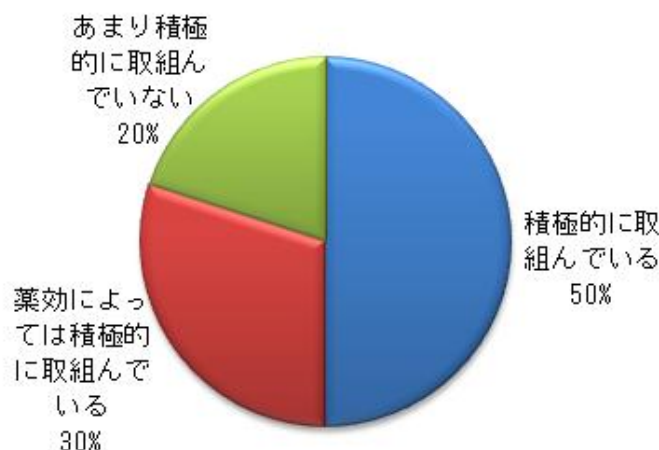


図5 後発医薬品の調剤への取り組み方

❖ 積極的に取り組んでいる薬局と、薬効によっては積極的に取り組んでいる薬局を合わせて、16施設であり、全体に占める両薬局の割合は、80%であった。

❖ 後発医薬品の調剤への取り組み方については、昨年までと比較して、積極的に取り組んでいる薬局が増加したものの、あまり取り組んでいない薬局も増加した。

【問 7】 後発医薬品の調剤に積極的に取り組む理由（複数回答可。3つまで）

問 6 において、「後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる」、または「薬効によっては積極的に取り組む」と回答した理由を図 6 に示す。

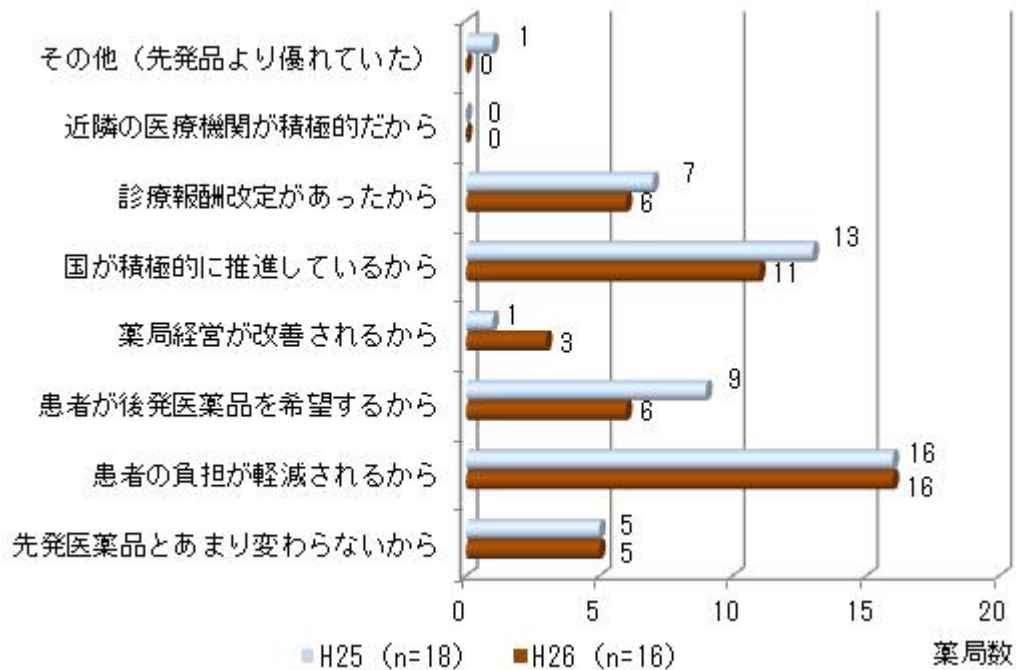


図 6 後発医薬品の調剤への取り組み方

- ❖ 後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる理由としては、「患者の負担が軽減するから」、「国が積極的に推進しているから」が多かった。
- ❖ 「患者が希望するから」が減少し、「薬局経営が改善されるから」が増加していた。

【問 8】 後発医薬品の調剤に積極的に取り組まない理由（複数回答可。3つまで）

問 6 において、「あまり積極的に取組んでいない」と回答した理由を表 9 に示す。

表 9 後発医薬品の調剤に積極的に取り組まない理由

調査年	理由
H26 (n=4)	近隣の医療機関が後発医薬品の使用に消極的なため
	後発医薬品の品質や効果に疑問があるため
	後発医薬品の副作用に不安があるため
	後発医薬品に関する患者への普及啓発が不足しているため
	薬局にとって経済的な便益がないため
	備蓄薬が増える可能性があるから
H25 (n=1)	後発医薬品の安定供給体制が不備であるため
	薬局にとって経済的な便益がないため

- ❖ 積極的に取り組まない理由として、3 薬局が「近隣の医療機関が後発品の使用に消極的なため」を選択した。また、昨年に比べて、回答薬局数が増加したため、取り組まない理由も様々となった。

【問 9】 後発医薬品を選択する際、重視している事項は何か。（複数回答可。3つまで）
採用する後発医薬品を選択する際重視している事項を図 7 に示す。

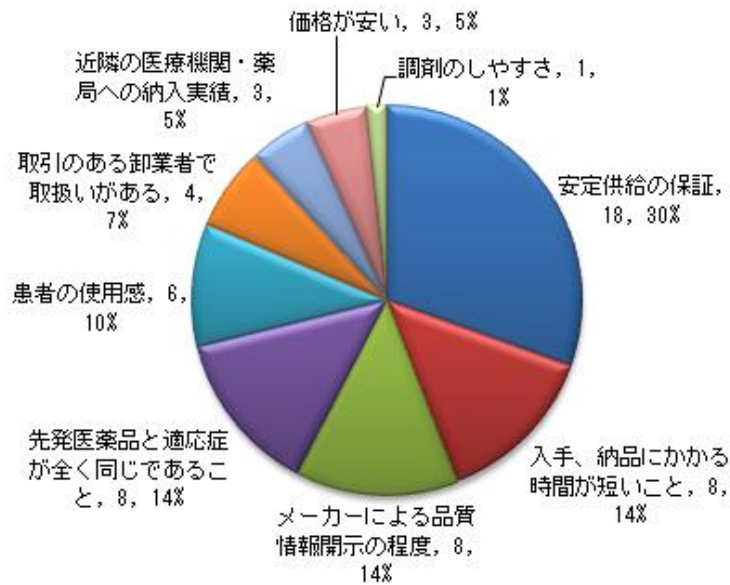


図 7 後発医薬品を選択する際重視している事項

- ❖ 採用する後発医薬品を選択する際、ほとんどの薬局が「安定供給の保証」を考慮していると回答した。
- ❖ 「安定供給の保証」と「入手、納品にかかる時間が短いこと」など、後発医薬品の供給に関する事項が、全体の 44% を占めていた。

(2) 後発医薬品の使用に係る患者の意識

【問 10】 後発医薬品へ変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった場合、その理由は何か。（複数回答可。2つまで）
患者が後発医薬品を希望しなかった理由を図 8 に示す。

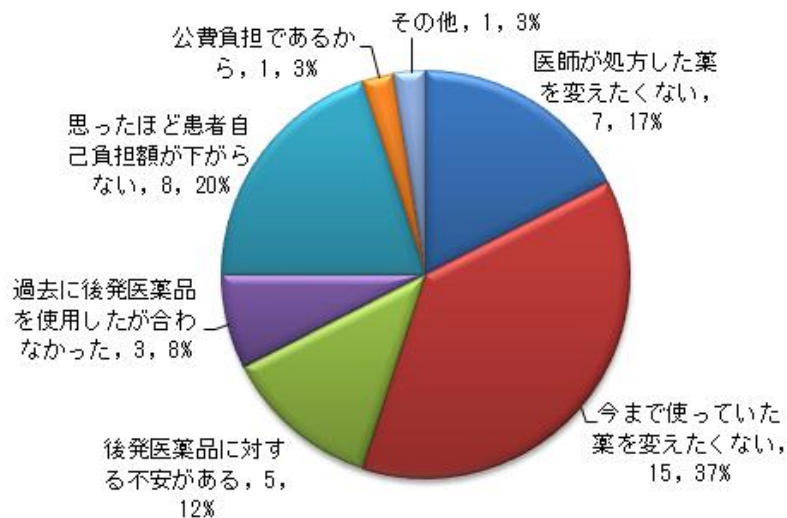


図 8 患者が後発医薬品を希望しなかった理由

- ❖ 変更を希望しない理由は、「今まで使っていた薬を変えたくない」、「医師が処方した薬を変えたくない」など、変更に対する抵抗感が54%と多かった。
- ❖ 一方で、「思ったほど自己負担額が下がらない」、「公費負担であるから」など、経費的な理由も23%を占めた。
- ❖ また、「後発医薬品に対する不安がある」という意見も12%を占めた。

(3) 一般名処方について

【問 11】一般名で記載された医薬品について、後発医薬品を調剤できなかった主な理由は何か。（複数回答。2つまで）

一般名で処方された医薬品を後発品薬品にできなかった理由を図9に示す。

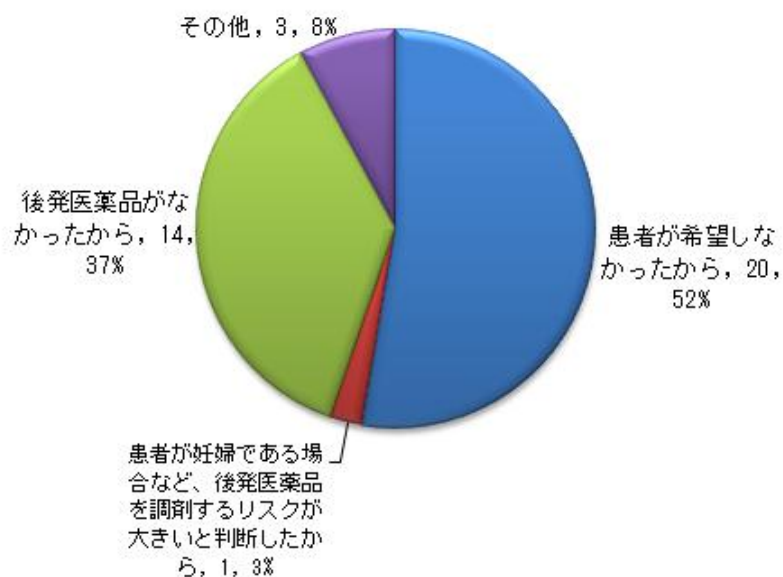


図9 一般名で処方された医薬品を後発品薬品にできなかった理由

- ❖ 「患者が希望しなかった」という理由が、52%と半数を占めた。
- ❖ 一方で、「後発医薬品がなかった」という理由も37%あった。
- ❖ その他の理由として次のような意見があった。
 - ・一般名の付いた後発医薬品がないから
 - ・十分に説明しても患者が一般名処方を理解せず、後発医薬品に変更できない
 - ・使用感（貼り薬等）等で後発医薬品を勧めることを躊躇した

(4)後発医薬品の使用を促進するための課題

【問 12】 後発医薬品の使用促進にあたって困っていることは何か。（複数回答可。3つまで）

後発医薬品の使用促進で困っていることについての回答を図 10 に示す。

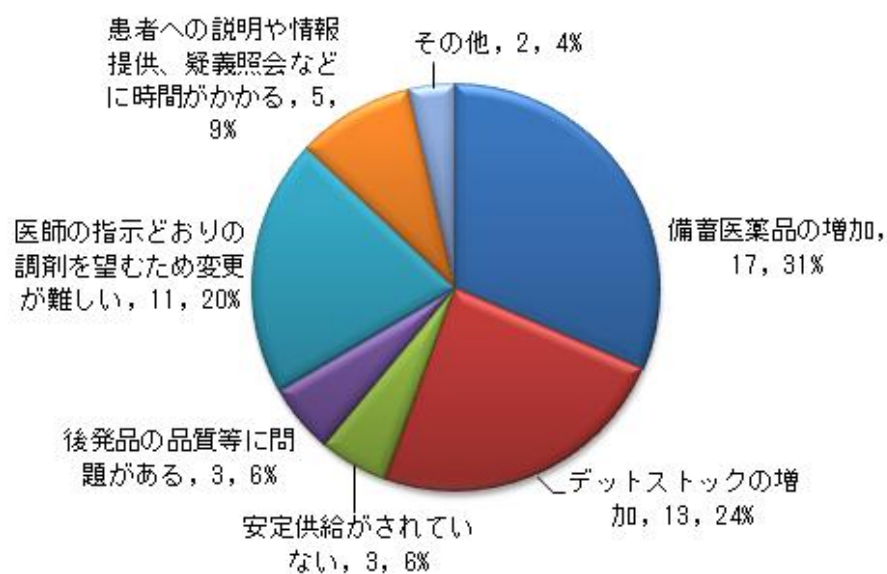


図 10 後発医薬品の使用について困っていること

- ❖ 「備蓄医薬品の増加」、「デットストックの増加」が 55%を占めており、後発医薬品の在庫が課題と考えている薬局が多かった。
- ❖ 「医師の指示どおりの調剤を望むため変更が難しい」が 20%を占めており、【問 10】の患者意識の調査結果が反映されたものとなった。

【問 13】 後発医薬品の供給体制についてどのように思うか。

後発医薬品の供給体制についての意識を図 11 に示す。

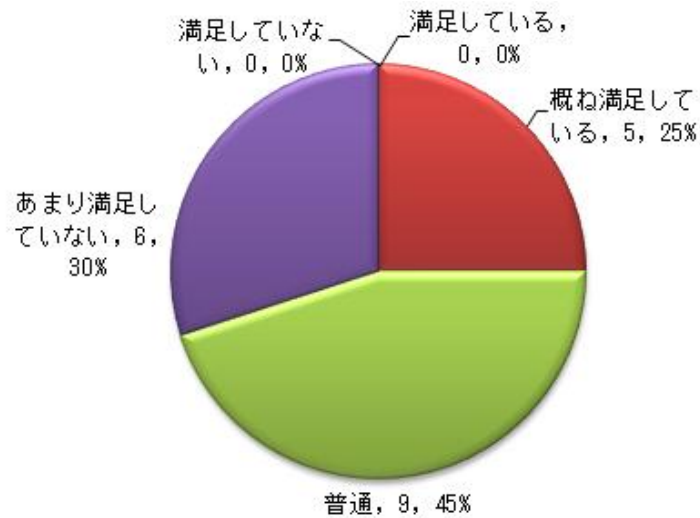


図 11 後発医薬品の供給体制についての意識

- ❖ 「普通」が 45%を占め最も多く、「満足している」や「満足していない」という意見はなかった。
- ❖ 一方で、「概ね満足している」と「あまり満足していない」が同数程度あり、意見が分かれていた。

【問 14】 後発医薬品の供給体制に満足していない理由は何か。（複数回答可）

問 13 において、「あまり満足していない」又は「満足していない」と回答した理由を表 10 に示す。

表 10 後発医薬品の供給体制に満足していない理由

理 由	薬局数
製造中止になるものが多い	6
入手までに時間がかかる	2
取扱業者が少ない	0
包装単位が大きい	1
その他（メーカーが多すぎる。もう少ししぼってほしい。）	1

- ❖ 満足しない理由として、全ての薬局（n=6）が、製造中止が多く、安定供給が図られていないことを理由としていた。

【問 15】 後発医薬品メーカー及び卸売り業者の後発医薬品に関する情報提供についてどのように思うか。

後発医薬品メーカー等の情報提供についての意識を図 12 に示す。

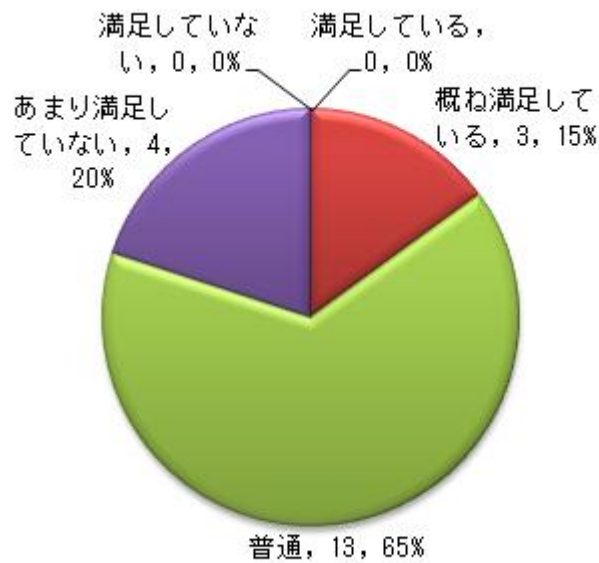


図 12 後発医薬品メーカー等の情報提供についての意識

- ❖ 「普通」が 65%を占め最も多く、「満足している」や「満足していない」という意見はなかった。
- ❖ 一方で、「概ね満足している」と「あまり満足していない」が同数程度あり、意見が分かれていた。

【問 16】 後発医薬品メーカー等の情報提供に満足していない理由は何か。(複数回答可)
問 15 において、「あまり満足していない」又は「満足していない」と回答した理由を表 11 に示す。

表 11 後発医薬品メーカー等の情報提供に満足していない理由

理 由	薬局数
MR 等の訪問が少ない又は訪問がない	3
情報提供の内容が乏しい	1
情報提供が遅い	2
その他	0

- ❖ メーカー等の情報提供の頻度、内容、スピード等、満足しない理由は様々であった。

【問 17】 患者が後発医薬品を選択しやすくする工夫をしているか。（複数回答可。全て）
 薬局が行っている患者が後発医薬品を選択しやすくするための工夫を、表 12 に示す。

表 12 患者が後発医薬品を選択しやすくするための工夫

理 由	薬局数
啓発用のパンフレットを準備し、配布している	15
啓発用のポスターを掲示している	14
受付に「ジェネリック医薬品希望カード」を配置している	2
後発医薬品相談窓口を設置している	0
問診時等に患者へ説明を行うようにしている	18
特に工夫はしていない	1
その他 ・ 受付時に薬剤師が後発品希望かどうか聞いている ・ 外観が似ている後発品を採用するようにしている ・ 後発品に変更した際の一部負担金の変更額について表を用いて説明している	1

- ❖ 「問診時等の患者への説明」が最も多く、18 薬局で行っていた。
- ❖ パンフレットやポスターを活用している薬局も多かった。しかし、「ジェネリック医薬品希望カード」を配置している薬局は、2 薬局と少なかった。
- ❖ 一方で、工夫はしていないという薬局も 1 薬局あった。この薬局は、【問 6】において、後発医薬品の調剤にあまり積極的に取り組んでいないと回答しており、その理由は、「安定供給が不備であるため」及び「近隣の医療機関が後発医薬品の使用に積極的でないため」であった。

【問 18】 後発医薬品について今後どのような対策が必要か。（複数回答可。3 つまで）
 後発医薬品の安心使用促進に今後必要だと思う対策を表 13 に示す。

表 13 後発医薬品の安心使用促進に今後必要だと思う対策

理 由	薬局数
後発医薬品の品質保証が十分であること	12
後発医薬品メーカーによる情報提供や安定供給体制を充実させること	16
患者に対して、後発医薬品に対する正しい知識の普及啓発を行うこと	9
後発医薬品を調剤する際の診療報酬上の評価を高くすること	3
地域レベルで使用されている後発医薬品リストを医療関係者間で共有すること	1
後発医薬品採用マニュアル等により、後発医薬品の選択が容易にできること	5
その他 ・ より一層の一般名処方の普及 ・ 医師にペナルティーを設けるべきである	2

- ❖ 後発医薬品の品質の確保及び情報提供や安定供給の充実等、メーカーに求める対策が必要と回答した薬局が多かった。
- ❖ 約半数の薬局が、患者に対する後発医薬品の正しい知識の普及啓発が必要であると回答した。

【問 19】 自由意見

<製造メーカーへ>

- ❖ 後発品に変更する上で心配は、添加物等が変更になったことによる状態の変化や、アレルギーである。オーソライズドジェネリック品が広まれば、そちらを選びたいし、患者へも安心して勧められる。
- ❖ 製造中止になることがあり、患者の不信感につながることもあるので、安定供給してほしい。
- ❖ 外用薬などでは特に、先発品との間に使用感の差が大きく、効果は同じだと患者に説明しても、先発品に戻してほしいと言われることが、いまだにかなりある。
- ❖ 効能・効果の適応に差がある後発医薬品は選択し難い。
- ❖ 原料確保や生産ラインのことで安定供給できないなどの後発医薬品メーカーの対応はあり得ない。
- ❖ 価格以外で患者に先発医薬品以上のメリットがあれば、後発医薬品を積極的に使用したい。
- ❖ 口腔内崩壊錠の味が良くない場合がある。
- ❖ ヒートから取り出しにくい錠剤、カプセル剤が存在する。
- ❖ まだ、品質保証が十分でないので、医師や患者から信頼される後発医薬品を製造してほしい。
- ❖ 同一の製造会社に製造を委託していると思われるケースが目につく。(刻印とシートが違うが中身は同じ)

<国へ>

- ❖ 若い方が後発医薬品への変更を望まない場合、処方日数が少なく期待したほど安くないためという理由が多い。
- ❖ 先発医薬品と後発医薬品の薬価差をさらにつけないと患者が満足せず、希望が増えない。
- ❖ 処方医が後発品を推進しようと思うアクションを、国が起こしてほしい。(薬局サイドからでは限界がある。)
- ❖ 国内の先発メーカーの研究開発が止まらないか、外資だけの薬品メーカーにならないかなどが心配である。
- ❖ 厚生労働省は、価格競争を促し活性化につなげると考えていると思うが、自社で製造できないようなメーカーに製造承認を与えるのはいかがかと思う。

<処方医へ>

- ❖ 一般名処方をしていない場合、高齢の方に「先生が書いてきたものを変えたくない。」という意見が多い。
- ❖ 後発処方に対して、レ印ない場合、後発から後発への変更は可能だが、処方名の医薬品で調剤する方が、ストレスが少ない。しかし、全ての後発医薬品の備蓄は不可能であることから、一般名処方が一番良いと考える。一般名処方が増えてきたが、なお一層の一般名処方の薬をお願いしたい。また、医師にも働きかけていきたい。
- ❖ 後発医薬品に対しては、変更不可の選択を無くしてほしい。
- ❖ 後発品の変更不可は、医師の意思を尊重したいと思うが、患者が希望した場合は、チェックを入れないシステムにしてほしい。

Ⅲ 医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査結果

1 後発医薬品の取扱い金額について

【問1】後発医薬品の取扱い金額（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

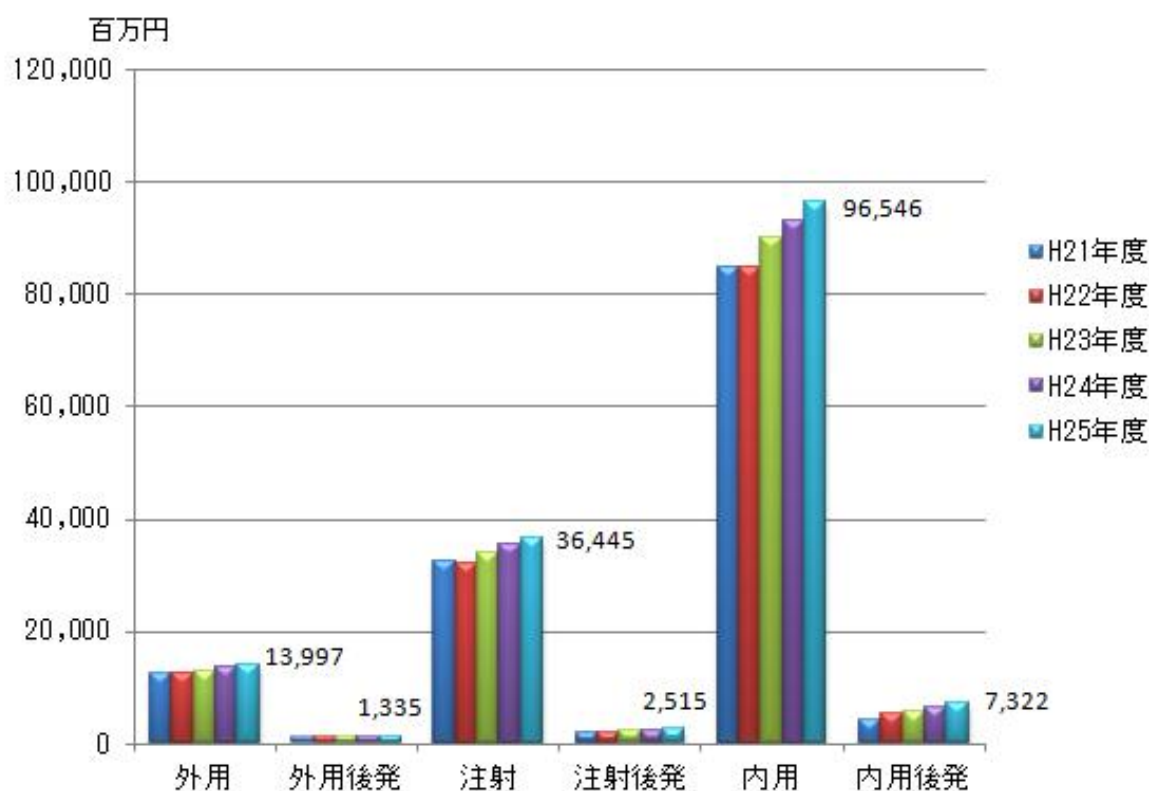
県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額等を表14、図13及び図14に示す。

表14 県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額

取扱い金額 単位:円 (n=5)

種 類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	
外用薬	計	12,352,942,119	8.6%	12,401,218,636	9.8%	12,690,748,690	9.6%	13,642,956,038	9.0%	13,996,964,050	9.5%
	うち後発品	1,066,763,004		1,211,832,480		1,214,417,303		1,224,253,834		1,335,142,568	
注射薬	計	32,341,885,792	6.1%	32,251,411,739	6.5%	33,818,538,656	6.6%	35,323,080,449	6.5%	36,444,813,598	6.9%
	うち後発品	1,971,123,852		2,100,134,136		2,244,641,959		2,290,390,835		2,514,593,441	
内用薬	計	84,890,155,940	5.1%	84,679,100,465	6.4%	90,167,634,331	6.2%	93,251,047,037	6.9%	96,546,383,423	7.6%
	うち後発品	4,319,472,027		5,396,328,085		5,578,994,214		6,396,591,563		7,321,930,531	
医薬品全体	合計	129,584,983,851	5.7%	130,331,954,840	6.7%	136,676,921,677	6.6%	142,217,083,524	7.0%	146,989,161,071	7.6%
	うち後発品	7,357,358,883		8,708,294,701		9,038,053,476		9,911,236,231		11,171,666,540	

図13 県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額の推移



* グラフ内の数値は、平成24年度の取扱い金額を示す。

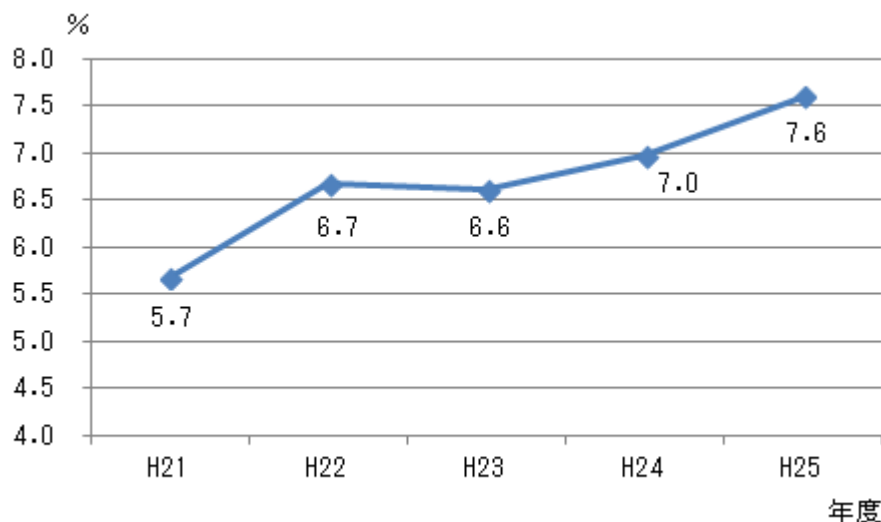


図 14 県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品割合の推移

平成 25 年度の県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額は、総額約 1469 億 8916 万円、そのうち後発医薬品の取扱い金額は、約 111 億 7166 万円で、全体の 7.6%であり、取扱い金額に占める後発医薬品の割合は、増加傾向を示している。

医薬品の種別（外用薬・注射薬・内用薬）ごとの後発医薬品取扱い金額の割合は、全ての種別で平成 24 年度に比べて 0.5 ポイント程度増加した。

【問 2】後発医薬品の取扱い金額（平成 26 年 4 月～7 月）

県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額等を表 15 に示す。

表 15 県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額

種 類		取扱い金額 単位：円 (n=5)					
		平成 24 年度（4～7月）		平成 25 年度（4～7月）		平成 26 年度（4～7月）	
		取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合
外用薬	計	4,151,659,448	10.7%	4,478,972,165	10.3%	4,372,813,487	11.8%
	うち後発品	446,221,544		460,453,537		515,139,356	
注射薬	計	11,235,988,634	7.3%	12,032,688,610	7.3%	12,045,321,723	7.6%
	うち後発品	824,763,949		878,484,716		909,422,250	
内用薬	計	30,434,642,423	8.2%	32,596,276,517	9.1%	31,121,936,592	9.2%
	うち後発品	2,498,366,101		2,970,737,700		2,850,104,006	
医薬品全体	合計	45,822,290,505	8.2%	49,107,937,292	8.8%	47,541,071,802	9.0%
	うち後発品	3,769,351,594		4,309,675,953		4,274,665,612	

平成 26 年 4 月から 7 月の 4 か月間における、県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額は、総額約 475 億 4107 万円、そのうち後発医薬品の取扱い金額は、約 42 億 7466 万円で、全体の 9.0%であった。

医薬品の種別（外用薬・注射薬・内用薬）ごとの後発医薬品取扱い金額の割合は、平成 25 年度に比べ全ての種別で増加した。

2 後発医薬品のある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額の割合

【問3】【問4】後発医薬品のある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額

平成25年度及び平成26年4月から7月の県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額等を表16に示す。

表16 後発医薬品のある医療用医薬品をベースにした
県内卸売販売業者（5社）における医療用医薬品の取扱い金額

取扱い金額 単位:円 (n=5)

種 類	平成25年度		平成26年度（4～7月）		
	取扱い金額	後発品割合	取扱い金額	後発品割合	
外用薬	後発医薬品のある先発医薬品	5,245,562,684	20.3%	1,657,344,348	23.7%
	後発医薬品	1,335,142,568		515,139,356	
	計	6,580,705,252		2,172,483,704	
注射薬	後発医薬品のある先発医薬品	7,620,685,587	24.8%	2,360,646,067	27.8%
	後発医薬品	2,514,593,441		909,422,250	
	計	10,135,279,028		3,270,068,317	
内用薬	後発医薬品のある先発医薬品	37,768,352,524	16.2%	11,203,809,224	20.3%
	後発医薬品	7,321,930,531		2,850,104,006	
	計	45,090,283,055		14,053,913,230	
医薬品全体	後発医薬品のある先発医薬品	50,633,600,795	18.1%	15,220,799,639	21.9%
	後発医薬品	11,171,666,540		4,274,665,612	
	計	61,805,267,335		19,495,465,251	

平成25年度の後発医薬品がある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額については、後発医薬品の取扱い金額が約111億7166万円、後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額は、約506億3360万円であった。

また、全医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の割合は、7.6%であるが、後発医薬品及び後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の取扱い金額の割合は、18.1%であった。

平成26年4月から7月の後発医薬品がある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額については、後発医薬品の取扱い金額は、約42億7466万円、後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額は、約152億2079万円であった。

また、全医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の割合は、9.0%であるが、後発医薬品及び後発医薬品がある先発医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の取扱い金額の割合は、21.9%であった。

3 後発医薬品の販売についての意識調査

【問5】後発医薬品を販売するに当たって問題となることは何か。(複数回答可。全て)

後発医薬品を販売するに当たっての問題点を表17に示す。

卸売販売業者5社全てが、管理コストやデットストックが問題と回答した。

また、安定供給の保証がないことやメーカーからの情報提供が不十分など、メーカー側の問題も上げられていた。

表17 後発医薬品を販売するに当たっての問題点

問題点	回答数
後発医薬品の品質が保証されていない	2
安定供給が保証されていない	4
発注後の納品が迅速でない	1
メーカーからの後発医薬品の情報提供が不十分である	3
取扱い品目が増加し管理にコストがかかる	5
デットストックが増加する	5
医療機関からの発注があまりないから	0
後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が薄いから	1
先発医薬品メーカーとの取引関係があり取り扱えない品目がある	0
特になし	0
その他	0

【問6】後発医薬品メーカーの情報提供体制についてどのように感じるか。

後発医薬品メーカーの情報提供体制について感じることを表18に示す。

先発医薬品メーカーと同等又はそれ以上であると回答した卸売業者はなく、先発医薬品メーカーと比べて、一部の情報又は全ての情報が劣っていると感じているという状況であった。

表18 後発医薬品メーカーの情報提供体制について感じること

情報提供体制について感じること	回答数
先発医薬品メーカーと同等である	0
先発医薬品メーカー以上に充実している	0
先発医薬品のメーカーと比べて、一部の情報が劣っている	3
先発医薬品のメーカーと比べて、全ての情報が劣っている	2

【問 7】後発医薬品メーカーは、先発医薬品メーカーに比べてどのようなところが劣っていると感じるか。（複数回答可。全て）

問 6 において、「一部の情報が劣っている」又は「全ての情報が劣っている」と回答した理由を表 19 に示す。

情報提供の頻度が少ない、スピードが遅い、情報内容が乏しいなど様々な理由があった。

表 19 後発医薬品メーカーの情報提供体制について劣っていると感じる理由

劣っていると感じる理由	回答数
メーカーからの情報提供の頻度が少ない	4
副作用情報等の緊急対応や「使用上の注意」の改訂時のお知らせ等が遅いと感じる	1
ジェネリック医薬品情報提供システムに情報を掲載していないメーカーがある	0
情報提供の内容が乏しい	3
その他 ・ MR の数が不足している ・ 先発メーカーと MR 人数に差がある ・ MR の質が低い	3

【問 8】後発医薬品の取扱いを促進するために、必要なことは何か。（複数回答。3 つまで）

後発医薬品の取扱いを促進するために必要な対策について表 20 に示す。

卸売販売業者 5 社全てが、メーカーからの情報提供の充実が必要と回答した。

また、品質に対する信頼性の保証や、安定供給の保証、適当な包装単位の製品の供給など、メーカーに対する要望が多かった。

表 20 後発医薬品の取扱いを促進するために必要な対策

策	回答数
品質に対する信頼性の確保	2
安定供給の保証	3
発注後の納品が迅速であること	0
メーカーからの情報提供の充実	5
適当な包装単位の製品が供給されること	3
医療機関や患者への普及啓発	1
診療報酬上の使用促進策	2
その他	0

【問 19】自由意見：なし

IV まとめ

1 後発医薬品モニター薬局調査結果

(1) 処方せんの取扱い状況

❖ 後発医薬品への変更調剤の推移

- ・ 変更可能な処方せんのうち、1品目でも後発医薬品に変更した割合は、昨年と比べて17.0ポイントと大きく増加した。近年ほぼ3割程度であったが、平成26年は5割を超える状況となり、後発医薬品への変更調剤が促進されている。
- ・ 後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せんの割合は、近年7割程度で推移していたが、平成26年は8割を超える状況となり、後発医薬品の処方が定着してきていると考えられる。

(2) 後発医薬品の調剤割合（数量ベース）

❖ 全調剤数量に占める後発医薬品の数量の割合（数量ベース）[旧指標]

- ・ 平成26年の全調剤数量に占める後発医薬品の数量の割合（後発医薬品の調剤割合）は、29.0%で、昨年の25.2%と比較して3.8ポイント増加した。平成24年から平成25年の後発医薬品の数量の割合の増加は、0.4ポイントであったことと比較すると、平成25年から平成26年は大きく増加した。
- ・ 数量ベースでの後発医薬品の調剤割合の薬局数の分布を昨年と比較すると、10%未満の薬局がなくなり、今まではなかった40%以上の薬局が5薬局となるなど、薬局分布数で見ても、調剤薬局における後発医薬品の調剤割合は大きく増加していることがわかった。

❖ 新指標に基づく後発医薬品の調剤割合（数量ベース）[新指標]

- ・ 平成26年の後発品がある医薬品の数量に占める実際に調剤した後発医薬品の数量の割合（後発医薬品の調剤割合）は、54.6%であり、対象薬局数は異なるものの、昨年の38.0%より16.6ポイント増加した。
- ・ 平成26年の54.6%は、最近の調剤医療費の動向（厚生労働省）で示された本県の平成26年5月における後発医薬品割合（数量ベース）52.9%とほぼ同様の値であった。

(3) 後発医薬品の備蓄状況

- ・ 全備蓄医薬品に占める後発医薬品の備蓄割合は、平成26年は17.8%となり、昨年より1.2ポイント減少した。後発医薬品の備蓄割合は、平成22年から増加傾向にあったが、平成26年は、後発医薬品の調剤割合が増加しているのも関わらず、減少となった。

(4) 後発医薬品調剤加算の届出

- ・ 後発医薬品の調剤加算の届出をしている薬局は7施設であり、その割合は、35%であった。本年の調査から設問としたものであり、引き続きモニタリングを行うこととする。

(5) 後発医薬品に対する意識調査

❖ 後発医薬品の調剤への取組

- ・ 積極的に取り組んでいる薬局と、薬効により積極的に取り組んでいる薬局を合わせて、昨年と同様に 16 施設であり、全体に占める両薬局の割合は、80%であった。昨年に比べて、あまり積極的に取り組んでいない薬局が 3 薬局増加した。
- ・ 積極的に取り組む理由は、「患者の負担が軽減するから」が多い。また、あまり積極的に取り組んでいない理由は、「近隣の医療機関が後発医薬品の使用に消極的なため」という薬局が多く、薬局の環境状況が取組の方向性に影響を与えている。

❖ 後発医薬品を選択する際、重視している事項

- ・ 採用する後発医薬品を選択する際、ほとんどの薬局が「安定供給の保証」を考慮していると回答していることや、「入手、納入にかかる時間が短いこと」を重視している薬局が多く、供給面が重要視される傾向であった。

❖ 後発医薬品の使用に係る患者の意識

- ・ 後発医薬品への変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった場合の理由は、「今まで使っていた薬を変えたくない」、「医師が処方した薬を変えたくない」など変更に対する抵抗感が半数以上を占めた。また、「思ったほど自己負担額が下がらない」、「公費負担であるから」など、経費的な理由も 23%を占めた。

❖ 一般名処方について

- ・ 一般名で処方された医薬品について、後発医薬品を調剤できなかった理由は、「患者が希望しなかった」が半数を占めるとともに、「後発医薬品がなかった」という理由も 37%あった。

❖ 後発医薬品の使用を促進するための課題

- ・ 後発医薬品の使用促進で困っていることは、備蓄医薬品やデットストックの増加が半数以上を占めることから在庫管理の問題が大きい。また、医師の支持どおりの調剤を望むという患者意識が根強く、変更が難しいことが 20%を占めた。
- ・ 後発医薬品の供給体制については、製造中止が多く安定供給されないこと、後発医薬品メーカー等の情報提供については、MR等の訪問が少ない、情報が遅いことが問題であると認識されていた。
- ・ 患者が後発医薬品を選択しやすくするための工夫については、患者への説明を行うとともに、パンフレットやポスターで啓発を行っている薬局が多かった。しかし、「ジェネリック医薬品希望カード」の利用は少ないことがわかった。

❖ 今後の対策について

- ・ 後発医薬品の品質が確保及び情報提供や安定供給の充実等、メーカーに求める対策が必要と回答した薬局が多かった。
- ・ 患者に対する後発医薬品の正しい知識の普及啓発が必要であると回答した薬局が半数あった。

2 医薬品卸売販売業者における後発医薬品取扱い状況調査結果

(1) 後発医薬品の取扱い金額について

- ・ 平成 25 年度の県内卸売販売業者（5 社）における医療用医薬品の取扱い金額に占める後発医薬品の割合は 7.6%で、増加傾向であった。
- ・ 医薬品の種別（外用薬・注射薬・内用薬）ごとの後発医薬品取扱い金額の割合は、全ての種別で平成 24 年度に比べて 0.5 ポイント程度増加した。

(2) 後発医薬品のある医療用医薬品をベースにした後発医薬品の取扱い金額

- ・ 平成 25 年度の県内卸売販売業者（5 社）における後発医薬品のある医療用医薬品に占める後発医薬品の取扱い金額の割合は 18.1%であった。

(3) 後発医薬品の販売についての意識

❖ 後発医薬品を販売するに当たっての問題点

- ・ 卸売販売業者 5 社全てが、管理コストやデットストックが問題と回答した。
- ・ 安定供給の保証がないことやメーカーからの情報提供が不十分など、メーカー側の問題も上げられていた。

❖ 後発医薬品メーカーの情報提供体制

- ・ 卸売販売業者 5 社全てが、後発医薬品メーカーは、先発医薬品メーカーに比べて情報提供体制が劣っていると感じており、その理由は、情報提供の頻度が少ない、スピードが遅い、情報内容が乏しいなど様々であった。

❖ 後発医薬品の取扱いを促進するために必要なこと

- ・ 卸売販売業者 5 社全てが、メーカーからの情報提供の充実が必要と回答した。
- ・ 品質に対する信頼性の保証や、安定供給の保証、適当な包装単位の製品の供給など、メーカーに対する要望が多かった。

3 課題等

- 本調査における後発医薬品への変更調剤の割合や、全調剤数量に占める後発医薬品の数量の割合（数量ベース）は、昨年に比べ大きく増加し、後発医薬品の数量の割合（数量ベース）は 54.6%となったが、目標達成（平成 30 年 3 月末までに 60%以上）のためにはさらなる使用促進を図ることが求められている。
- 後発品の備蓄割合は若干減少したが、後発医薬品の調剤割合が増加していることから、地域での使用後発医薬品のリストの共有や採用マニュアルの活用等、薬局における効率的な後発医薬品の採用が必要である。
- 薬局が後発医薬品を選択する際に重視していることは、「安定供給の保証」、「メーカーからの品質情報開示の程度」、「先発品と同じ薬効」などであり、後発医薬品メーカーへの要望が多くあることから、さらなるメーカーの取組が必要である。
- 患者が後発医薬品への変更を希望しない主な理由は、「今までの薬を変えたくない」、「医師の処方を変えたくない」、「後発医薬品に対する不安」であるため、後発医薬品の品質等正しい知識の普及啓発を行うとともに、地域の医師、歯科医師及び薬剤師の情報共有の場を設ける等の取組が必要である。
- 薬局が後発医薬品の調剤に積極的に取り組む理由としては、「患者の負担が軽減するから」が多かった。また、患者が後発医薬品に変更しない理由として「思ったほど自己負担額が下がらない」、「公費負担であるから」などの経費的なものがあったことから、後発医薬品使用の意義等の啓発や、医療保険制度等の問題の検討も引き続き必要である。

4 今後の対策

平成 30 年 3 月末までに後発医薬品の数量シェアを 60%以上にする目標達成に向けて、多方面からの取組を行い、さらなる後発医薬品の安心使用促進を図る。

- ・ 品質に対する信頼性確保（医療関係者へのさらなる理解促進）
- ・ 後発医薬品採用等に係る評価の負荷の解消（汎用後発医薬品リストの活用等）
- ・ 地域における医療関係者等相互の情報共有
- ・ 安定供給や十分な品質情報の提供等の要請
- ・ 後発医薬品推進の意義、メリット等についての理解促進
- ・ 医療保険制度上の課題の検討 等